指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 ： 高知建設株式会社
代表者及び住所 大阪府大阪市東住吉区杭全５－７－７
代表取締役 古田 稔

2. 指名停止措置期間 ： 令和8年10月30日から令和8年12月29日まで（2ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲 ： 近畿地方整備局管内

4. 事実概要 ： 高知建設株式会社は、令和7年2月17日付けで行った経営事項審査申請（経営規模等評価申請・総合評定値請求）において、複数の公共発注の元請建設業者より請け負った建設工事について、実際の請負契約額よりも高い金額を記載した。
また、令和7年8月7日付けで行った経営事項審査申請（経営規模等評価申請・総合評定値請求）において、大阪府発注の元請建設業者より請け負った建設工事について、現実には「解体工事」に当たるにもかかわらず、「建築一式工事」の工事経歴書において、工事名から「撤去」を削除したうえで、その請負金額を過大に計上するなど、事実とは異なる虚偽の記載をした。
これらのことが、建設業法第28条第1項本文に該当することから、令和8年3月26日付けで大阪府知事から指示処分を受けた。

5. 指名停止措置理由 ： 高知建設株式会社が建設業法の規定より監督処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号（建設業法違反行為）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。
従って、本件については、指名停止2ヶ月を適用する。

＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2＞

（建設業法違反行為）
13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局
総務部契約課 TEL：06－6942－1141
契約課長 柳原 宏明 （内線 2511）
建設専門官 古原 悟 （内線 2512）